宮崎県公報

平成23年２月10日（木曜日）　第 2258 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
小柳印刷株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　36,000円

目　次

頁

規　則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……（こども家庭課）　1

告　示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……（国保・援護課）24
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（　〃　）24
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……（　〃　）24
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……（　〃　）25
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……（　〃　）25
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……（障害福祉課）25
○有害図書類の指定……（こども家庭課）25
○民有林の保安林の指定予定（３件）……（自然環境課）26
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……（水産政策課）27
○道路の区域の変更（２件）……（道路保全課）31
○道路の供用の開始……（　〃　）31

公　告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……（商業支援課）31
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（３件）……（　〃　）32
○土地改良区の定款変更の認可……（農村整備課）33
○土地改良区の吸収合併……（　〃　）33
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……（管理課）33

公安委員会規則

○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……34

規　則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県規則第１号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第１条　児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）の施行については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第 115号。以下「里親省令」という。）及び児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）の施行については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
（児童の入所措置等） 第９条　知事は、法第27条第１項第３号、同条第２項若しくは第７項又は法第27条の２第１項に規定する措置を決定したときは、児童措置決定通知書（別記様式第16号）により、関係の里親若しくは児童福祉施設若しくは指定医療機関の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。	（児童の入所措置等） 第９条　知事は、法第27条第１項第３号、同条第２項又は法第27条の２第１項に規定する措置を決定したときは、児童措置決定通知書（別記様式第16号）により、関係の小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童福祉施設若しくは指定医療機関の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。
２　知事は、法第27条第１項第３号、同条第２項若しくは第７項又は法第27条の２第１項に規定する措置を解除し、停止し、又は変更したときは、児童措置解除（停止、変更）通知書（別記様式第	２　知事は、法第27条第１項第３号、同条第２項又は法第27条の２第１項に規定する措置を解除し、停止し、又は変更したときは、児童措置解除（停止、変更）通知書（別記様式第19号）により、

19号）により、前項の規定により通知した者に通知するものとする。	前項の規定により通知した者に通知するものとする。
	（里親名簿）
	第13条　法第34条の18（省令第36条の47の規定により法第34条の18に準ずる場合を含む。）の養育里親名簿は、里親名簿（別記様式第23号）によるものとする。
（里親認定及び職業指導里親認定の申請書等）	（里親認定及び登録の申請書等）
第13条　里親省令第６条第１項及び第２項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の申請書は、里親認定申請書（別記様式第23号）によるものとする。	第13条の２　省令第36条の41第１項（省令第36条の47の規定により省令第36条の41第１項に準ずる場合を含む。）の申請書は、里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の２）によるものとし、同条第２項の申請書は、専門里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の３）によるものとする。
２　前項の申請書は、当該申請者の居住地を管轄する児童相談所又は福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該児童相談所又は福祉事務所の長は、児童相談所の職員、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員に当該申請者の家庭等の状況が里親として適当であるか否か、その他必要な調査をさせて作成した里親調査書（別記様式第23号の２）を添えて、知事に進達するものとする。	２　前項の申請書は、当該申請者の居住地を管轄する児童相談所又は福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該児童相談所又は福祉事務所の長は、児童相談所の職員、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員に当該申請者の家庭等の状況が里親として適当であるか否か、その他必要な調査をさせて作成した里親調査書（別記様式第23号の４）を添えて、知事に進達するものとする。
３　［略］	３　［略］
４　里親省令第７条第３項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、里親認定（却下）通知書（別記様式第23号の３）によってするものとする。	４　省令第36条の42第２項（省令第36条の47の規定により省令第36条の42第２項に準ずる場合を含む。）の規定による通知は、里親認定及び登録通知書（別記様式第23号の５）又は里親認定及び登録却下通知書（別記様式第23号の６）によってするものとする。
	（里親の登録の変更等の届出）
	第13条の３　省令第36条の43（省令第36条の47の規定により省令第36条の43に準ずる場合を含む。）の規定による届出は、里親登録変更等届出書（別記様式第23号の７）により、当該里親の居住地を管轄する児童相談所の長を経由してするものとする。
（里親認定又は職業指導里親認定の取消し等）	（里親認定及び登録の消除等）
第13条の２　知事は、里親省令第８条第１項又は第２項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により里親認定又は職業指導里親認定を取り消す場合（里親省令第８条第１項第５号又は同条第２項第６号に該当するときを除く。）には、あらかじめ、宮崎県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。	第13条の４　知事は、省令第36条の44第１項第３号、第４号又は第２項（省令第36条の47の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）の規定により里親認定及び登録を消除する場合には、あらかじめ、宮崎県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
２　里親省令第８条第１項第５号又は同条第２項第６号の規定による申請は、里親認定取消申請書（別記様式第23号の４）によってしなければならない。	２　省令第36条の44第１項第１号（省令第36条の47の規定により省令第36条の44第１項第１号に準ずる場合を含む。）の規定による申出は、里親認定及び登録消除申請書（別記様式第23号の８）によってしなければならない。
３　知事は、里親省令第８条第１項又は第２項の規定により里親認定又は職業指導里親認定を取り消したときは、里親認定取消通知書（別記様式第23号の５）により、当該認定を取り消した里親に通知するものとする。	３　知事は、省令第36条の44第１項又は第２項（省令第36条の47の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）の規定により里親認定及び登録を消除した場合は、里親認定及び登録消除通知書（別記様式第23号の９）により、当該認定及び登録を消除した里親に通知するものとする。
（里親の登録の申請等）	
第13条の３　里親省令第９条（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下次項において同じ。）の規定による申請は、里親登録申請書（別記様式第23号の６）によってしなければならない。	
２　里親省令第９条の養育里親名簿は、養育（短期、専門）里親名簿（別記様式第23号の７）によるものとする。	
３　知事は、前項の養育（短期、専門）里親名簿に登録したときは、里親登録通知書（別記様式第23号の８）により、当該名簿に登	

録した里親に通知するものとする。	
（里親の登録の更新の申請等）	（里親名簿の登録の更新の申請等）
第13条の 4　里親省令第10条第 1 項（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による更新の申請は、里親登録更新申請書（別記様式第23号の 9）によってしなければならない。	第14条　省令第36条の46第 1 項（省令第36条の47の規定により省令第36条の46第 1 項に準ずる場合を含む。）の更新の申請は、里親登録更新申請書（別記様式第23号の10）によってしなければならない。
2　知事は、里親省令第10条（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により里親の登録を更新したときは、里親登録更新通知書（別記様式第23号の10）により、当該登録を更新した里親に通知するものとする。	2　知事は、省令第36条の46第 1 項（省令第36条の47の規定により省令第36条の46第 1 項に準ずる場合を含む。）の規定により里親の登録を更新したときは、里親登録更新通知書（別記様式第23号の11）により、当該登録を更新した里親に通知するものとする。
（里親の登録の取消しの申請等）	
第13条の 5　里親省令第11条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項第 2 号（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親登録取消申請書（別記様式第23号の11）によってしなければならない。	
2　知事は、里親省令第11条（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定により里親の登録を取り消したときは、里親登録取消通知書（別記様式第23号の12）により、当該登録を取り消した里親に通知するものとする。	
（準用）	（準用）
第13条の 6　第13条第 2 項前段及び第 3 項の規定は、第13条の 2 第 2 項、第13条の 3 第 1 項、第13条の 4 第 1 項及び前条第 1 項の規定による申請について準用する。	第15条　第13条の 2 第 2 項前段及び第 3 項の規定は、第13条の 4 第 2 項の規定による申出及び前条第 1 項の規定による申請について準用する。
第13条の 7　［略］	第16条　［略］
（里親の登録の変更等の届出）	
第13条の 8　里親省令第13条（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、里親登録変更等届出書（別記様式第23号の13）により、当該里親の居住地を管轄する児童相談所の長を経由してするものとする。	
第13条の 9 から第16条まで　削除	

別記様式第14号の 2 を次のように改める。

様式第14号の２（第６条の２関係）

（表面）

障害児施設給付費（障害児施設医療費）支給申請書兼利用者負担額減額、免除等申請書

宮崎県　　児童相談所長　　殿

障害児施設給付費に係る支給を受けたいので、児童福祉法第24条の３第１項の規定により、次のとおり申請します。

申請年月日　　年　　月　　日

申請者	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	居住地	〒 電話番号		
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ		生年月日	年　月　日
			続柄	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	

申請するサービスの種類等	障害児施設給付費	申請する支援の種類及び申請に係る具体的内容		
	施設名	□わかば園	□宮崎市総合発達支援センター（肢体不自由・知的）	□都北学園
		□あさひ学園	□高千穂学園	□ひかり学園
		□つよし学園	□あかつき学園	□ひまわり学園
		□県立こども療育センター（入所・通所）	□愛泉会日南病院	□国立病院機構宮崎病院
		□国立病院機構　東病院	□国立病院機構南九州病院	□オレンジ学園
		□北九州市立総合療育センター	□別府発達医療センター	□その他（　　）
	具体的内容			

申請する減免の種類	負担上限月額に関する認定　下記の区分に該当しますので、減免を申請します。 （該当する番号を○で囲むこと。いずれにも該当しない場合は記入しないこと。） １　生活保護受給世帯 ２　市町村民税が非課税で収入が８０万円未満の世帯 ３　市町村民税が非課税で収入が８０万円以上の世帯 ４　市町村民税課税世帯（市町村民税所得割２８万円未満）

※裏面も記入してください。

（裏面）

世帯状況・収入等申告書

次のとおり申告します。

申請者の収入の状況について

（1）　合計所得金額の状況

合計所得金額	円

（2）　収入等の状況

収入（A）（年収）

区分	種　類	収入額
稼得等収入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（　　）	円
その他の収入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入（　　）	円

必要経費（B）

種　類	内　容	金　額
租　税		円
		円
社会保険料		円
		円

（記入上の注意）

1　収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。

2　書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

3　不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

申請書提出者	□申請者本人　□申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏　名			
住　所	〒 電話番号		

別記様式第14号の５中「

社会福祉法人等による軽減措置の適用	
軽減適用期間	年　月　日から　年　月　日まで

」を

「

食事提供加算対象者	
適用期間	年　月　日から　年　月　日まで

」に改める。

別記様式第14号の８を次のように改める。

様式第 14 号の８（第６条の４関係）

（表面）

障害児施設給付費（障害児施設医療費）支給変更申請書兼利用者負担額減額、免除等変更届出書

宮崎県　　児童相談所長　　殿

障害児施設給付費に係る支給を受けたいので、児童福祉法施行規則第 25 条の７第７項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

届出年月日　　年　　月　　日

申請者	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	居住地	〒 電話番号		
フリガナ 支給申請に係る障害児氏名			生年月日	年　月　日
			続柄	

身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
変更の理由					

変更するサービスの種類等	障害児施設給付費	変更する支援の種類及び変更に係る具体的内容			
		施設名	□わかば園	□宮崎市総合発達支援センター（肢体不自由・知的）	□都北学園
			□あさひ学園	□高千穂学園	□ひかり学園
			□つよし学園	□あかつき学園	□ひまわり学園
			□県立こども療育センター（入所・通所）	□愛泉会日南病院	□国立病院機構宮崎病院
			□国立病院機構　東病院	□国立病院機構南九州病院	□オレンジ学園
			□北九州市立総合療育センター	□別府発達医療センター	□その他（　　）
		具体的内容			

変更する減免の種類	負担上限月額に関する認定　下記の区分に該当しますので、変更を届け出ます。 （変更後の該当する番号を○で囲むこと。いずれにも該当しない場合は記入しないこと。） １　生活保護受給世帯 ２　市町村民税が非課税で収入が８０万円未満の世帯 ３　市町村民税が非課税で収入が８０万円以上の世帯 ４　市町村民税課税世帯（市町村民税所得割２８万円未満）

※裏面も記入してください。

（裏面）

世帯状況・収入等申告書

次のとおり申告します。

申請者の収入の状況について

（１） 合計所得金額の状況

合計所得金額	円

（２） 収入等の状況

収入（Ａ）（年収）

区分	種　類	収入額
稼得等収入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（　　）	円
その他収入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入（　　）	円

必要経費（Ｂ）

種　類	内　容	金　額
租　税		円
		円
社会保険料		円
		円

（記入上の注意）

1　収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。

2　書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。

3　不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

届出書提出者	□届出者本人　□届出者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		届出者との関係	
氏　名			
住　所	〒 電話番号		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第14号の12（第 6 条の 7 関係） ［略］ 備考 1・2　［略］ 3　世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。 4　［略］ ［略］	様式第14号の12（第 6 条の 7 関係） ［略］ 備考 1・2　［略］ 3　［略］ ［略］

別記様式第14号の15別紙を次のように改める。

別紙

障害児施設給付費の算定に係る体制等状況一覧表

施設種別	定員規模	その他該当する体制等		適用開始日
		地 域 区 分	①一級地　②二級地　③三級地 ④四級地　⑤五級地　⑥六級地 ⑦七級地　⑧八級地　⑨九級地 ⑩十級地　⑪十一級地 ⑬その他（　　）	
	（　　）人	栄養士配置	1なし 2その他栄養士 3常勤栄養士 4常勤管理栄養士	
		職業指導員体制	1 なし　2 あり	
		小規模施設としての加算体制	1 なし　2 あり	
		重度知的障害児収容棟の設置	1 なし　2 あり	
		肢体不自由児施設重度病棟の設置	1 なし　2 あり	
		強度行動障害加算体制の整備	1 なし　2 あり	
		障害児通園施設の相互利用制度体制の整備（受入可能対象児）	（　　）人	
		自活訓練加算（Ⅰ）	1 なし　2 あり	
		自活訓練加算（Ⅱ）	1 なし　2 あり	
		重度盲ろうあ児支援加算	1 なし　2 あり	
		定員超過	1 なし　2 あり	
		特別対策激変緩和加算対象	1 なし　2 あり	
		福祉専門職員配置等	1 なし　2 あり	
		看護師の配置	1 なし　2 あり	
		心理担当職員の配置	1 なし　2 あり	

注1　「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

2　「地域区分」欄には、①～⑬のいずれか該当する区分を選択すること。

3　栄養士配置加算（Ⅰ）については「3常勤栄養士」または「4常勤管理栄養士」を選択する。
栄養士配置加算（Ⅱ）については「2その他栄養士」を選択する。
栄養マネジメント加算については「4常勤管理栄養士」を選択する。

4　「職業指導員体制」は知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設及びろうあ児施設が対象施設となる。

5　「小規模施設としての加算体制」は知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設及びろうあ児施設が対象施設となり、人員上の要件を満たすこと。

6　「重度知的障害児収容棟の設置」は、昭和39年3月13日厚生省発児第 39号厚生事務次官通知「重度知的障害児収容棟の設置について」及び昭和39年3月13日児発第 197号厚生省児童局長通知「重度知的障害児収容棟の設備及び運営の基準について」の要件を満たすこと。
「肢体不自由児施設重度病棟の設置」は、昭和39年9月12日厚生省発児第 186号厚生事務次官通知「肢体不自由児施設重度病棟の設置について」及び昭和39年9月12日厚生省児発第 809号厚生省児童家庭局長通知「重度肢体不自由児施設重度病棟の設備及び運営の基準について」の要件を満たすこと。

7　「強度行動障害加算体制の整備」は知的障害児施設、第二種自閉症児施設のいずれかで、「厚生労働大臣が定める者等」の設備上の要件を満たすこと。（平成16年1月16日障発第 0106001号障害保健福祉部長通知「強度行動障害加算実施要綱」参照）

8　「障害児通園施設の相互利用制度体制の整備」は、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び難聴幼児通園施設が対象となる。（平成10年8月11日障障第 39号障害福祉課長通知「障害児通園施設の相互利用制度の取扱いについて」参照）

9　「自活訓練加算」は知的障害児施設、第一種自閉症児施設及び第二種自閉症児施設が対象となる。

10　「福祉専門職員配置等」欄については、福祉専門職配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たす事業所は「2 あり」を選択する。

11　「看護師の配置」は知的障害児施設、盲児施設及びろうあ児施設が対象となる。

12　「心理担当職員の配置」は知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設及び肢体不自由児療護施設が対象となる。

＊必要に応じ適宜添付書類を提出すること。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第９条関係）

児　童　措　置　決　定　通　知　書

年　　月　　日

様

宮崎県知事　　印

児童福祉法第27条第１項第３号（第27条第２項、第27条の２第１項）の規定により、次のとおり措置を決定しましたので通知します。

措置決定年月日	年　　月　　日
入所（入院）させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の氏名	
入所（入院）させる施設の所在地又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の住所	
保護者の費用負担額	月額　　円（ただし、　　月分は　　円とする。）

入所（入院）させ、又は委託する児童	氏名（ふりがな）	性別	生年月日	年齢	住所	保護者との関係
		男・女				
		男・女				
		男・女				

保護者の氏名	
保護者の住所	
措置を要する理由等	

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第９条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">児童措置解除（停止、変更）通知書</td></tr>
<tr><td colspan="6">年　月　日

様
宮崎県知事　印

年　月　日付けで決定した児童福祉法第27条第１項第３号（第27条第２項、第27条の２第１項）の規定による措置を次のとおり解除（停止、変更）したので通知します。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">措
置
児
童</td><td>氏　名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>〃</td><td></td><td>〃</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>〃</td><td></td><td>〃</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>〃</td><td></td><td>〃</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">居　住　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">入所（入院）させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">解除又は変更の時期</td><td>年　月　日</td><td>停止の期間</td><td colspan="2">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">解除（停止、変更）の理由及び内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。</td></tr>
</table>

別記様式第23号から別記様式第23号の11までを次のように改める。

様式第23号（第13条関係）

里　親　名　簿

登録・更新		登録者に関する情報														同居人に関する情報				消除に関する情報		次回更新年度
番号	年月日	氏名	住所	生年月日 性別 職業 健康状態				研修修了年月日	認定及び登録年月日	里親の種類 養育 専門 養子 親族				1年以内の期間の希望の有無	氏名	性別	生年月日	職業	健康状態	認定及び登録消除年月日	認定及び登録消除理由	

様式第23号の２（第13条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="8">里 親 認 定 及 び 登 録 申 請 書</td></tr>
<tr><td colspan="8">年　月　日

宮崎県知事　　殿

申請者
住所

氏名　　印

里親の認定及び登録を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41第１項（第36条の47において準ずる同規則第36条の41第１項）の規定により、次のとおり申請します。</td></tr>
<tr><td>希望する里親の種類</td><td colspan="7">① 養育里親
② 養子縁組によって養親となることを希望する里親
③ 親族里親</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ふりがな
申請者氏名

（生年月日）</td><td rowspan="2">（　年　月　日）</td><td>性別</td><td>健康状態</td><td colspan="2">職　業</td><td colspan="2">里親研修修了（見込み）年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">申請者と同居している者の状況</td><td colspan="2">氏　名</td><td>生年月日</td><td>性別</td><td>続　柄</td><td>健康状態</td><td>職　業</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">里親になることを希望する理由（１年以内の期間を定めて、養育を希望する場合はその旨）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">従前に里親であったことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であった場合は当該都道府県名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>経由機関</td><td colspan="7">児童相談所（福祉事務所）</td></tr>
</table>

添付書類
１　里親希望者及びその同居人の履歴書
２　里親希望者の居住家屋の平面図
３　養育里親研修を修了したこと又は修了見込みであることを証する書類
４　法第34条の19第１項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
備考　養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親については、里親研修修了（見込み）年月日の欄については記入する必要はありません。なお、研修を受けている場合には記入して下さい。

様式第23号の３（第13条の２関係）

専門里親認定及び登録申請書

年　　月　　日

宮崎県知事　　殿

申請者
住所
氏名　　印

専門里親の認定及び登録を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41第２項の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな 申請者氏名		性　別	健康状態	職　　業	専門里親研修修了（見込み）年月日
（生年月日）	（　　年　月　日）				

省令第１条の37第１号に規定する要件の該当状況	イ　養育里親としての３年以上の養育経験の有無　（有・無） （養育歴）　年　月から　年　月まで　年間 年　月から　年　月まで　年間 （養育里親研修修了年月日）　年　月　日
	ロ　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めた者
	ハ　知事がイ又はロに該当するものと同等以上の能力を有すると認めた者

	氏　　名	生年月日	性別	続柄	健　康　状　態	職　　業
申請者と同居している者の状況						

専門里親になることを希望する理由	
経由機関	児童相談所（福祉事務所）

添付書類
１　里親希望者及びその同居人の履歴書
２　里親希望者の居住家屋の平面図
３　法第34条の19第１項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
４　省令第１条の37第１号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類
５　専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

様式第23号の４（第13条の２関係）

里　親　調　査　書

調査年月日	
調査者氏名	

現住所				電話	
ふりがな 氏名				性別	
生年月日		職業		健康状態	
履歴					
里親希望の動機					
養育に対する理解度、熱意等					
養育の方針					
委託費についての希望		児童の希望及び養育期間			

希望者と同居している者の状況	氏名	年齢	性別	申請者との関係	健康状態	職業	養育への理解度

家庭及び地域の状況	住居面	1 所有形態　（1）自家　（2）借家　（3）　アパート 2 構造等　（1）平屋　（2）二階建　（3）〈　〉建ての〈　〉階　3 部屋数　〈　〉室(内訳　〈　〉畳〈　〉室、　〈　〉畳〈　〉室、〈　〉畳〈　〉室、　)							
	衛生環境面	1 通風（　）　2 採光（　） 3 上水・下水(　)　4 その他（　）							
	家庭内の雰囲気				社会的信用				
	学校、幼稚園等の状況				その他				
	収入及び資産の状況	前年の収入及び支出		資産	宅地	家屋	田畑	山林	その他
		収入	支出	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	
		万円	万円	時価	万円	万円	万円	万円	万円

児童相談所長（福祉事務所長）の意見	年　月　日 児童相談所長（福祉事務所長）　印

様式第23号の５（第13条の２関係）

里親認定及び登録通知書

年　月　日

様

宮崎県知事　　印

　年　月　日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第１項（第２項、第36条の47において準ずる同規則第36条の41第１項）の規定による里親の申請については、審査の結果、里親として認定し、里親名簿に登録しましたので通知します。

認定及び登録の理由

認定及び登録した里親の種類

様式第23号の６（第13条の２関係）

里親認定及び登録却下通知書

年　月　日

様

宮崎県知事　　印

年　月　日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第１項（第２項、第36条の47において準ずる同規則第36条の41第１項）の規定による里親の申請については、審査の結果、次の理由により却下しましたので通知します。

却下の理由

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第 23 号の 7（第 13 条の 3 関係）

<table>
<tr><td colspan="5">里　親　登　録　変　更　等　届　出　書</td></tr>
<tr><td colspan="5">年　月　日

宮崎県知事　　殿

住　所
届出人　　印
（里親との関係　　）

児童福祉法施行規則第36条の43（第36条の47において準ずる同規則第36条の43）の規定により、次のとおり届け出ます。</td></tr>
<tr><td>ふりがな
委託児童名</td><td></td><td>男
・
女</td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>里親の住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>受託年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>届出事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第23号の８（第13条の４関係）

里親認定及び登録消除申請書

年　月　日

宮崎県知事　　殿

住　所

氏　名　　㊞

里親の認定及び登録の消除を希望しますので、児童福祉法施行規則第36条の44第１項第１号（第36条の47において準ずる同規則第36条の44第１項第１号）の規定により、次のとおり申し出ます。

消除を希望する里親の種類

消除を希望する理由

様式第23号の９（第13条の４関係）

里親認定及び登録消除通知書

年　月　日

様

宮崎県知事　　印

年　月　日付けで行った里親の認定及び登録については、児童福祉法施行規則第36条の44第１項（第２項、第36条の47において準ずる同規則第36条の44第１項及び第２項）の規定により、里親の認定及び登録を消除しましたので通知します。

認定及び登録消除の理由

認定及び登録を消除した里親の種類

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第23号の10（第14条関係）

里 親 登 録 更 新 申 請 書

年　月　日

宮崎県知事　　殿

住　所

氏　名　　印

里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第１項（第36条の47において準ずる同規則第36条の46第１項）の規定により、次のとおり申請します。

更新を希望する里親の種類

現在の登録の有効期限

様式第23号の11（第14条関係）

里親登録更新通知書

年　月　日

様

宮崎県知事　　印

児童福祉法施行規則第36条の46第１項（第36条の47において準ずる同規則第36条の46第１項）の里親の登録の更新申請により、里親の登録を更新しましたので、通知します。

登録を更新した里親の種類

前回の登録期間

新たな登録の有効期間

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、前記の異議申立てをしたときには、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第23号の12及び別記様式第23号の13を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第28号の 2 表 ［略］ 上記の者は、児童福祉法第29条の規定 児童委員 児童福祉司 による　　であることを 児童の福祉に関する 事務に従事する職員 証明する。 裏 〔保護者の児童虐待等の場合の措置〕 第28条　［略］ 〔立入調査〕 第29条　都道府県知事は、前条の規定による措置を採るため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。 ［略］	様式第28号の 2 （第16条の 2 関係） 表 ［略］ 上記の者は、児童福祉法第29条の規定 児童委員 による　　であることを 児童の福祉に関する 事務に従事する職員 証明する。 宮崎県知事　　㊞ 裏 〔保護者からの隔離措置〕 第28条　［略］ 〔立入調査〕 第29条　都道府県知事は、前条の規定による措置を採るため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを掲示させなければならない。 ［略］

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

宮崎県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 2 月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　　称	所　在　地	指定年月日
あきづき医院	宮崎県都城市上水流町2307番地 1	平成23年 1 月 1 日
すずかけ薬局	宮崎県都城市上水流町2297番地 1	平成23年 1 月 1 日

宮崎県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 2 月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　　称	所　在　地	廃止年月日
あきづき医院	宮崎県都城市上水流町1023番地 1	平成22年12月31日
すずかけ薬局	宮崎県都城市上水流町1018－ 1	平成22年12月31日
訪問看護ステーションつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦16番地 7 スカイヤマモト 102号	平成22年12月31日

宮崎県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 2 月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指　定
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	年月日
株式会社Ｆ＆Ｋウェルフェアサービス	宮崎県都城市蓑原町2969番地 5	デイサービスよかとこみのばる	宮崎県都城市蓑原町2969番地 5	平成23年 1 月 1 日
特定非営利活動法人か	宮崎県東臼杵郡門川町	特定非営利活動法人か	宮崎県東臼杵郡門川町	平成22年12月 1 日

どがわ・ざわざわ会	上町２丁目24番地	どがわ・ざわざわ会小規模多機能型ホームこばる	東栄町２丁目２番１号	

宮崎県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指　定年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	
社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市大字富高字岩崎 546番地１	日向市中央地域包括支援センター	宮崎県日向市原町３丁目２－11	平成23年１月１日
医療法人社団慶城会	宮崎県日向市大字塩見 11652	日向市日知屋地域包括支援センター	宮崎県日向市江良町４丁目89－１	平成23年１月１日
医療法人誠和会	宮崎県日向市向江町１丁目 196－１	日向市大王谷地域包括支援センター	宮崎県日向市向江町１丁目 185	平成23年１月１日
医療法人向洋会	宮崎県日向市大字財光寺1194－３	日向市財光寺地域包括支援センター	宮崎県日向市大字財光寺1131－24	平成23年１月１日
社会福祉法人立縫会	宮崎県日向市美々津町4074番地	日向市南部地域包括支援センター	宮崎県日向市美々津町4074番地	平成23年１月１日
社会福祉法人玉峰会	宮崎県日向市東郷町山陰字又江野丙1422番地	日向市東郷地域包括支援センター	宮崎県日向市東郷町山陰丙1412－１日向市東郷町保健福祉総合センター１Ｆ	平成23年１月１日

宮崎県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃　止年月日
名　称	主たる事務所の所在地	名　称	所在地	
特定非営利活動法人サポートセンターつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦16番地７スカイヤマモト 102号	訪問看護ステーションつばさ	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦16番地７スカイヤマモト 102号	平成22年12月31日
特定非営利活動法人かどがわ・ざわざわ会	宮崎県東臼杵郡門川町上町２丁目24番地	かどがわ・ざわざわ会こばるデイサービス	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町２丁目２－１	平成22年12月１日

宮崎県告示第82号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第２項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

名　称	所在地	担当する医療の種類	指　定年月日
エリアおおつか薬局	宮崎市	薬局	平成23年２月１日

宮崎県告示第83号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第１項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

指定番号	種類	題　名	発行所名	指定年月日
22年－19	書籍	BugBug　2月号（2011年２月１日発行）	㈱サン出版	平成23年１月31日
22　－20	書籍	G－type　２月号（平成23年２月１日発行）	株式会社コアマガジン	
22　－21	書籍	蜜恋vol.５	株式会社コスミック出版	

		（2010年12月22日発行）		
22　－22	書籍	ラブコレvol.12　絶対恋愛Sweet　特別編集　禁断×快感×恋体験 （2010年12月１日発行）	株式会社笠倉出版社	
22　－23	書籍	ジュネットコミックス48　ピアスシリーズ240　愛玩社員 （2010年９月15日）	㈱ジュネット	
22　－24	書籍	アクアコミックス　髭と肉体 （2009年10月12日）	株式会社オークラ出版	
22　－25	書籍	ナースを彼女にする方法① （2009年７月30日）	株式会社竹書房	
22　－26	書籍	激　はいぱー　マニアックに愛して （2010年12月10日）	リブレ出版株式会社	
22　－27	書籍	b－BOY　HONEY④　挿れないッ！特集 （2010年６月８日発売）	リブレ出版株式会社	
22　－28	書籍	b－BOY　HONEY⑤　絶倫ムゲンダイ特集 （2010年７月30日発売）	リブレ出版株式会社	
22　－29	書籍	劣情の鼓動 （2010年９月10日）	リブレ出版株式会社	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第84号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　民有林の保安林予定森林の所在場所　東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字七郎ケ平7069－１、7078－１

2　指定の目的　水源のかん養

3　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は択伐による。

字七郎ケ平7069－１・7078－１（以上２筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第85号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　民有林の保安林予定森林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字不土野字小八重 203－28、 203－29

2　指定の目的　水源のかん養

3　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第86号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

1　民有林の保安林予定森林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字不土野字尾谷 230－25

2　指定の目的　水源のかん養

3　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

宮崎県告示第87号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第１（第２条・第４条関係）

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
１　経営等改善資金（１）～（11）［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
（12）漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	（１）と同じ	［略］	［略］
［略］				

改正後

別表第１（第２条・第４条関係）

資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
１　経営等改善資金（１）～（11）［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
（12）漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ）の購入費用	（８）と同じ	［略］	［略］
［略］				

別記様式第２号の１を次のように改める。

様式第２号の１（第６条関係）

事 業 計 画 書

（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用）

１　総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等			購入設置費	申　請　額
	種類名称	台(セット)数	単　　価		
			円	千円	千円

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

２　設 置 計 画

(1)　資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(2)機器等を装備する漁船

登録番号		船　　名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

（注）１　設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。

(1)　資金の種類及び機器等の種類名称……「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類及び「遠隔操縦装置」種類を記入する。

(2)　メーカー名称及び型式名称……機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。

(3)　施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。

(4)　機器等の内容……機器の性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入する。

（例）
自動操だ装置　磁気コンパスパイロット式　操だ機　電動　○　kW
遠隔操縦装置　推進機関　○　kW用
動力式つり機、ラインホーラー、ネットホーラー　○　漁業用、電動　○　kW　巻き上げ速度　○　m/min
補　機　関　○○用　○　kW（動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力を○PSとして記入する。）
漁船用環境　○　kW
高度対応機関
定速装置　○○用
すべり止め　○　㎡、すべり止め塗料塗布（使用量○ｌ）
安全カバー装置　揚網機駆動軸カバー　○製
揚錨機カバー　○製
揚網機安全装置　船曳網用、底曳網用、○○用
救命いかだ　膨張式
救命浮環、救命浮輪、信号紅炎　特記する必要はない
漁獲物の横移動防止装置　魚そう　長さ○ｍ×幅○ｍ×深さ○ｍを○個に仕切る。
荷止板　○製長さ○ｍ×幅○ｍ×厚さ○cm×○枚
隔壁　○製厚さ○cm○枚設置（防熱○材厚さ○cm）
魚溜め　○製長さ○ｍ×幅○ｍ×深さ○ｍ
甲板口のコーミング　○製長さ○ｍ×幅○ｍ×高さ○ｍ（ビーム取替○本）×○個
甲板口の閉鎖装置　○製長さ○ｍ×幅○ｍ×厚さ○ｍ×○個
レーダー反射器　多板組立式有効反射面積○㎡（吊下式）
無線電話　○　Hz　○　W
灯火付きブイ　白色　○　W
レーダー反射機付ブイ　多板組立式有効反射面積○㎡

（注）　2　次の資料を添付すること。

(1)　機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー

(2)　申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画（ただし、乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差支えない。）

3　資 金 計 画

資　金　調　達　方　法		
沿岸漁業改善資金	自　己　資　金	そ　の　他
千円	千円	千円

（別紙）

収　　支　　計　　画

			最近１年間（　　年度）	今後の予想		
				年度	年度	年度
漁業部門	収入	販売額	千円	千円	千円	千円
		合計（A）				
	支出	販売手数料 燃料費 漁具費 食料費 種苗費 餌料費 氷代 函代 加工資材費 修理費 消耗品費 乗組員等給与 乗組員等保険料 漁船保険料 営業費 公租公課 減価償却費 沿岸漁業改善資金償還金 その他	千円	千円	千円	千円
		合計（B）				
	差引損益（A－B＝C）		千円	千円	千円	千円
漁業以外の漁業事	収入 支出 （うち減価償却） 差引損益（D）		千円	千円	千円	千円
営業外収支の	営業外収入 営業外支出 （うち借入金利息） 差引営業外損益（E）		千円	千円	千円	千円
経常損益（C＋D＋E）			千円	千円	千円	千円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第２号の１の２（第６条関係） ［略］ ３　資金計画 ［略］ （注）　資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。 ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。	様式第２号の１の２（第６条関係） ［略］ ３　資金計画 ［略］ （注）　資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画（別記様式第２号の１の別紙に準ずる。）を添付すること。 ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年２月10日から平成23年２月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道448号	串間市大字大納字鳥羽1259番１地先から同市同大字字恋ヶ浦1659番１地先まで	旧	3.0 ～ 15.0 9.8 ～ 126.1 8.5 ～ 55.0	1322.0 1795.3 1018.5
				新	8.5 ～ 55.0	1018.5

宮崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年２月10日から平成23年２月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市清武町木原字坂ノ下平 601番１地先から同市同町木原字尾ノ下61番９地先まで	旧	12.0 ～ 22.2	260.8
				新	12.0 ～ 41.9	260.8

宮崎県告示第90号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年２月10日から平成23年２月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市清武町木原字坂ノ下平 601番１地先から同市同町木原字尾ノ下61番９地先まで	平成23年２月10日

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から４月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ西都店

西都市岡富 863番地　外７筆

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ　代表取締役　深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号

３　当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ　代表取締役　深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号
4　大規模小売店舗の新設をする日
平成23年９月27日
5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,234㎡
6　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1)　駐車場の位置及び収容台数

生活館建物敷地東側（№１）	31台
ＤＩＹ館建物敷地東側（№２）	19台
合計	50台

(2)　駐輪場の位置及び収容台数

生活館建物敷地南側	10台

(3)　荷さばき施設の位置及び面積

生活館建物北東側（№１）	46.80㎡
ＤＩＹ館建物南側（№２）	77.04㎡
合計	123.84㎡

(4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

生活館建物北東側（№１）	8.21㎥
ＤＩＹ館建物南側（№２）	7.01㎥
合計	15.22㎥

7　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ナフコ
開店時刻　午前７時　　閉店時刻　午後９時
(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前６時30分～午後９時30分
(3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

生活館建物敷地東側	２箇所（出入口２箇所）
生活館建物敷地南側	１箇所（出入口１箇所）
ＤＩＹ館建物敷地北側	１箇所（出入口１箇所）
ＤＩＹ館建物敷地東側	１箇所（出入口１箇所）
合計	５箇所

(4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前８時～午後８時
8　届出年月日
平成23年１月26日
9　届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1)　場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2)　期間
平成23年２月10日から平成23年６月10日まで
10　意見書の提出先及び期間
(1)　提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
(2)　期間
平成23年２月10日から平成23年６月10日まで
11　意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成23年２月10日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス都元店
都城市都元町3031　外
2　意見の概要
意見を有しない
3　意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1)　場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2)　期間
平成23年２月10日から平成23年３月10日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成23年２月10日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス都元店
都城市都元町3031　外
2　意見の概要
特になし
3　意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1)　場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2)　期間
平成23年２月10日から平成23年３月10日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成23年２月10日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス門川店
東臼杵郡門川町東栄町四丁目２番３号
2　意見の概要
意見を有しない
3　意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1)　場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

⑵　期間

平成23年２月10日から平成23年３月10日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）から平成23年１月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

綾川総合土地改良区（国富町）、三財原土地改良区（西都市）及び長園原土地改良区（西都市）の合併により、綾川総合土地改良区は定款を変更して存続し、三財原土地改良区及び長園原土地改良区は解散する。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第１項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年２月10日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般－18)第 613号	㈱相生組	相生　秀樹	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 711	一般	管工事業	平成22年12月14日付けで廃業した旨の届	平成22年12月14日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第 944号	㈲三好工務店	三好　行幸	宮崎県宮崎市大字恒久 4098－ 1	一般	建築工事業、大工工事業	平成22年12月１日　〃	平成22年12月１日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第1663号	関谷工務店	関谷　親男	宮崎県宮崎市大字小松 3243	一般	建築工事業	平成22年12月10日　〃	平成22年12月10日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第1888号	㈲児玉建設	児玉　昭彦	宮崎県串間市大字西方 14783－ 1	一般	建築工事業	平成22年12月22日　〃	平成22年12月22日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－21)第2227号	㈲野辺設備	豊満　知己	宮崎県都城市東町10－25	一般	消防施設工事業	平成22年12月２日　〃	平成22年12月２日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－22)第3010号	㈲徳幸組	徳井　靖	宮崎県日南市大字益安 771－ 3	一般	管工事業、塗装工事業	平成22年12月７日　〃	平成22年12月７日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第3272号	㈲平田畳店	平田　義昭	宮崎県宮崎市南花ケ島町 270－ 3	一般	内装仕上工事業	平成22年12月１日　〃	平成22年12月１日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第3530号	高千穂建設㈱	日高　考朗	宮崎県宮崎市本郷３－８－７	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成22年12月14日　〃	平成22年12月14日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第3594号	㈲児玉土木	児玉　秀夫	宮崎県宮崎市大塚町窪田3233	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成22年12月１日　〃	平成22年12月１日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第6386号	佐藤総合建設㈲	佐藤　敏治	宮崎県宮崎市下北方町野田 580－４　木村コーポ 105	一般	建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成22年12月９日　〃	平成22年12月９日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－17)第6498号	㈱福井工務店	福井　輝文	宮崎県宮崎市佐土原町下田島7912	一般	管工事業	平成22年11月24日　〃	平成22年11月24日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第7360号	㈲ハセバ塗装店	長谷場　博一	宮崎県都城市志比田町 9143－ 4	一般	建築工事業、屋根工事業	平成22年12月27日　〃	平成22年12月27日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－22)第7830号	㈱原建	原田　志奈子	宮崎県宮崎市北権現町 223－ 6	一般	土木工事業	平成22年12月24日　〃	平成22年12月24日（全廃業）

宮崎県知事許可(般－18)第8100号	丸良建設	清　良房	宮崎県宮崎市大字糸原280－10	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年12月27日付けで廃業した旨の届	平成22年12月27日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－17)第8290号	㈲エーシー設備冷熱	大平　久	宮崎県延岡市大貫町２－3000	一般	電気工事業、管工事業	平成22年12月13日　〃	平成22年12月13日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第8893号	大木建設㈲	大木　敏明	宮崎県宮崎市大島町萩崎 513－９	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成22年12月１日　〃	平成22年12月１日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第9726号	キンダイ工業	佐藤　昭二	宮崎県宮崎市大塚台東１－７－３	一般	大工工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業	平成22年12月１日　〃	平成22年12月１日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第 10350号	㈲錦田工業	錦田　和夫	宮崎県宮崎市高岡町上倉永 455－３	一般	とび・土工工事業	平成22年12月10日　〃	平成22年12月10日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第 10522号	㈱クボタ住宅	久保田　和人	宮崎県宮崎市大字恒久5068－１	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年12月22日　〃	平成22年12月22日（一部廃業）
宮崎県知事許可(般－18)第 10574号	㈲藤田工業	藤田　次人	宮崎県宮崎市大字有田2663	一般	とび・土工工事業	平成22年12月17日　〃	平成22年12月17日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－19)第 10802号	安藤住設	安藤　勇	宮崎県日南市北郷町郷之原乙2312－３	一般	建築工事業、大工工事業	平成22年12月３日　〃	平成22年12月３日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－21)第 11101号	藤本土木	藤本　繁信	宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折7424	一般	土木工事業	平成22年12月20日　〃	平成22年12月20日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－21)第 12019号	トータルプランニング上久保	上久保　光男	宮崎県都城市高城町大井手2172－９	一般	建築工事業	平成22年12月14日　〃	平成22年12月14日（全廃業）
宮崎県知事許可(般－22)第 12795号	㈱赤江建設	山崎　和枝	宮崎県宮崎市大字本郷北方 120－３	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	平成22年12月27日　〃	平成22年12月27日（全廃業）

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年２月10日

宮崎県公安委員会委員長　佐　藤　勇　夫

宮崎県公安委員会規則第１号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

（総務課）	（総務課）
第３条　［略］	第３条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　公安委員会事務室に室長を置き、警視又は警部をもって充てる。	４　公安委員会事務室に公安委員会事務室長を置き、警視又は警部をもって充てる。
５・６　［略］	５・６　［略］
７　取調べ監督指導室に室長を置き、警視又は警部をもって充てる。	７　取調べ監督指導室に取調べ監督指導室長を置き、警視又は警部をもって充てる。
８　［略］	８　［略］
（会計課）	（会計課）
第４条　［略］	第４条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　監査室に室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。	４　監査室に監査室長を置き、警視、警部又は事務職員をもって充てる。
５　室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理する。	５　監査室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理する。
（情報管理課）	（情報管理課）
第５条　［略］	第５条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　情報企画政策室に室長を置き、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。	４　情報企画政策室に情報企画政策室長を置き、警視、警部、事務職員又は技術職員をもって充てる。
５　室長は、上司の命を受け、情報企画政策室の事務を掌理する。	５　情報企画政策室長は、上司の命を受け、情報企画政策室の事務を掌理する。
（特別機動警察隊）	（特別機動警察隊）
第13条の２　特別機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。	第13条の２　特別機動警察隊においては、次の事務をつかさどる。
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）　前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。	（４）　前３号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。
（捜査第一課）	（捜査第一課）
第15条　捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。	第15条　捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。
（１）～（７）　［略］	（１）～（７）　［略］
（８）　変死体に関すること。	（８）　検視に関すること。
（９）～(13)　［略］	（９）～(13)　［略］
２　捜査第一課に刑事企画指導室を置く。	２　捜査第一課に刑事企画指導室及び検視官室を置く。
３～５　［略］	３～５　［略］
	６　検視官室においては、検視に関する事務をつかさどる。
	７　検視官室に検視官室長を置き、警視又は警部をもって充てる。
	８　検視官室長は、上司の命を受け、検視官室の事務を掌理する。
（捜査第二課）	（捜査第二課）
第16条　捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。	第16条　捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。
（１）～（３）　［略］	（１）～（３）　［略］
（４）　前各号に掲げるもののほか、本部長及び刑事部長の命ずる事務に関すること。	（４）　前３号に掲げるもののほか、本部長及び刑事部長の命ずる事務に関すること。
（交通指導課）	（交通指導課）
第21条　［略］	第21条　［略］
２　交通指導課に暴走族対策室、宮崎交通反則通告センターを置く。	２　交通指導課に暴走族対策室及び宮崎交通反則通告センターを置く。
３～８　［略］	３～８　［略］
（運転免許課）	（運転免許課）
第23条　［略］	第23条　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　自動車運転免許試験場に場長を置き、警視又は事務職員をもって充てる。	４　自動車運転免許試験場に自動車運転免許試験場長を置き、警視又は事務職員をもって充てる。
５　場長は、上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理する。	５　自動車運転免許試験場長は、上司の命を受け、自動車運転免許試験場の事務を掌理する。

附　則

この規則は、平成23年２月14日から施行する。